

## 第十二号

### 民生委員定数条例の一部改正について

民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一〇人」を「五二二人」に改め、同表鳴門市の項中「一四三人」を「一四四人」に改め、同表小松島市の項中「八二人」を「八四人」に改め、同表阿南市の項中「一九九人」を「二〇〇人」に改め、同表名西郡石井町の項中「五五人」を「五七人」に改め、同表那賀郡那賀町の項中「六三人」を「六二人」に改め、同表海部郡海陽町の項中「五二人」を「五一人」に改め、同表板野郡藍住町の項中「五〇人」を「五三人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

#### 提案理由

民生委員の任期満了に伴う改選に当たり、地域の実情の変化等に対応し、民生委員の適正な配置を図るため、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。